

公布された条例のあらまし

◇知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

地方自治法施行令の改正に伴い、引用している条項を改めました。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

(1) 応急防災等作業手当について、作業の特殊性を考慮し、支給範囲及び支給額の見直しを行いました。

（第20条関係）

(2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、1の(1)については、令和6年1月1日から適用することとしました。

◇静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

(1) 被災地に派遣されて行う災害応急対策に係る連絡調整、避難所運営等の作業に従事した職員に支給する手当として、応急防災等作業手当を新設しました。（第2条、第10条関係）

(2) 特定大規模災害の被災地に派遣されて行う災害応急対策に係る連絡調整、避難所運営等の作業に従事した職員に支給する応急防災等作業手当について、作業の特殊性を考慮し、支給額の特例を設けることとしました。（附則第5項関係）

(3) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、1の(1)については、令和6年1月1日から適用することとしました。

◇静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

(1) 災害応急作業等手当について、作業の特殊性を考慮し、支給範囲及び支給額の見直しを行いました。

（第18条関係）

(2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、1の(1)については、令和6年1月1日から適用することとしました。

た。

◇静岡県地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、県税の特例を適用する期限を延長しました。（第2条～第4条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

地方税法の改正等に伴い、必要な改正を行いました。

2 内容

(1) 法人事業税の外形標準課税の対象法人が見直されたことに伴い、中小法人等に対する事業税の不均一課税について必要な改正を行いました。（附則第19項関係）

(2) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、令和7年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

大気汚染防止法等の改正に伴い、引用している条項を改めました。（第24条、第47条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県金属くず営業条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

金属くず商が相手方の住所等を確認する方法を公安委員会規則で定めることとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（第11条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。